

貴院で陽性となった患者様へお伝えいただきたいこと

1 基本的には自宅療養・緊急連絡先は保健所

- ・必要に応じて、保健所または自宅療養グループから電話等がありますが、連絡が来る前に体調が悪化した場合は保健所へ架電すること

2 ホームページを確認すること

- ・「新潟県 陽性が判明された方へ」で検索 または スタパちらしのQRコード
- ・ホームページが見られない人へは、陽性者向けコールセンター
025-256-8593 へ電話

※保健所業務の重点化により、59歳以下の重症化リスクの少ない方へは基本的に保健所からの連絡はありませんので療養の流れ等はホームページから情報を入力

3 スタパ（スタンバイパスポート）を入力すること

- ・療養先の調整や健康観察、パルスオキシメーター等自宅療養に必要なものをお送りするために必要な情報。正確に入力すること
- ・自分で入力できない方は、スタパのチラシ裏面に必要事項を記載し、FAX していただくか、スタパコールセンター 025-241-0670 へ電話

以下はホームページに掲載されている内容です。患者様から質問があった場合にお伝えいただけるようでしたらご教示ください。

4 自宅療養期間の確認

- ・患者様の実際の療養期間をお伝えください。

【症状ありの場合】

- ・発症日の翌日から7日間かつ症状軽快後 24 時間経過後に療養解除

【症状なしの場合】

- ・検体採取日の翌日から7日間（療養期間内に症状が現れたら、その翌日から7日間）経過後に療養解除

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	
	例 8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	
有 症 状	発症日				症状軽快				療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）かつ、症状軽快後 24 時間経過							感染予防行動の徹底が必要				
	延長の場合								症状継続のため、療養期間延長				
無 症 状	検体採取日								療養解除				
	通常時	療養期間（7日間）							療養解除				
	短縮の場合					検査で 陰性確認	療養解除		感染予防行動の徹底が必要				
	延長の場合		症状 出現	療養期間（症状出現日の翌日から7日間）かつ、症状軽快後 24 時間経過					療養解除				

※療養期間が延長になる場合は、保健所から連絡があります。

5 濃厚接接触者（家族）の待機期間について

- ・同居家族は、全員が濃厚接触者となる。
- ・待機期間（不要不急の外出不可）は、最終接触日の翌日から5日間（6日目解除）
- ・2日目、3日目に抗原定性検査により陰性を確認した場合3日目解除